

先例の改正について（案）

新（改正案）	旧
<p>39 議員提出議案のうち、委員会付託を行うものは招集告示日の前日（当日が市の休日の場合は、その前日）<u>の午後4時まで</u>に、意見書、決議その他委員会付託を省略するものは招集告示日（当初予算（暫定予算を除く。）又は決算を審議する議会においては会期最終日前15日）<u>の午後4時まで</u>に議長に提出する。ただし、同一委員会に所属する議員全員が提出することを決定した議案については、この限りでない。</p>	<p>39 議員提出議案のうち、委員会付託を行うものは招集告示日の前日（当日が市の休日の場合は、その前日）<u>まで</u>に、意見書、決議その他委員会付託を省略するものは招集告示日（当初予算（暫定予算を除く。）又は決算を審議する議会においては会期最終日前15日）<u>の職員の終業時刻まで</u>に議長に提出する。ただし、同一委員会に所属する議員全員が提出することを決定した議案については、この限りでない。</p>
<p>109 質疑及び質問の発言通告は、発言する日の議事日程を協議する議会運営委員会開会日の前日（当日が市の休日の場合は、その前日）<u>の午後4時まで</u>に議長に提出する。</p>	<p>109 質疑及び質問の発言通告は、発言する日の議事日程を協議する議会運営委員会開会日の前日（当日が市の休日の場合は、その前日）<u>まで</u>に議長に提出する。</p>
<p>110 討論の発言通告は、発言する日の議事日程を協議する議会運営委員会開会日の前日（当日が市の休日の場合は、その前日）<u>の午後4時まで</u>に議長に提出する。</p>	<p>110 討論の発言通告書は、発言する日の議事日程を協議する議会運営委員会開会日の前日（当日が市の休日の場合は、その前日）<u>まで</u>に議長に提出する。</p>
<p>212 分科会での市長質疑における各会派の質疑項目は、所管局の審査終了日<u>の午後4時（審査終了が午後3時以降となった場合は、審査終了の1時間後）</u>までに予算特別委員会又は決算特別委員会の委員長に通告し、委員長は、通告のあった質疑項目を質疑日前日までに全委員に周知する。</p>	<p>212 分科会での市長質疑における各会派の質疑項目は、所管局の審査終了日<u>までに</u>予算特別委員会又は決算特別委員会の委員長に通告し、委員長は、通告のあった質疑項目を質疑日前日までに全委員に周知する。</p>

新（改正案）	旧
<p>252 議場での資料配付は、写真、地図、図表その他これらに類するものに限り許可する。ただし、議会運営委員から疑義が呈されたものは、議会運営委員会で協議する。</p> <p>なお、配付しようとする議員は、次の点に留意する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 配付に当たっては、質疑・質問日の2日前（当日が市の休日の場合はその前日）の<u>午後4時</u>までに議長あて許可願を提出する。</p>	<p>252 議場での資料配付は、写真、地図、図表その他これらに類するものに限り許可する。ただし、議会運営委員から疑義が呈されたものは、議会運営委員会で協議する。</p> <p>なお、配付しようとする議員は、次の点に留意する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 配付に当たっては、質疑・質問日の2日前（当日が市の休日の場合はその前日）までに議長あて許可願を提出する。</p>